

アルピコ交通 安全報告書 — 2020 — 【鉄道事業】



この安全報告書は、2019 年度（令和元年度）に実施した当社鉄道輸送の安全確保のための取り組みや安全の実態を取りまとめたものです。皆様のご意見・ご感想をお寄せ下さい。

アルピコグループ経営理念

アルピコグループは、信州に暮らす人々とその素晴らしい自然環境を愛し

「安全・安心」「便利」「快適」「楽しさ・ときめき」「知識」の提供を通じて
豊かな地域社会の実現に貢献します。

目次

■安全運行の誓い【安全報告書の公表にあたって】	2
1. 輸送の安全確保に関する基本的な考え方	3
2. 安全管理体制	4～6
3. 事故・障害に関する報告	7
4. 安全確保への取り組み	8～12
5. ご利用のお客様、沿線の皆様との連携とお願い	13～15
■安全報告書へのご意見等について	15

■安全運行の誓い【安全報告書の公表にあたって】

日頃からアルピコ交通をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社では、安全方針である「安全はすべてに優先する」を事業の根幹であると認識し、当社社員はもとより関係する会社の皆さまからも全面的な協力をいただきながら常に安全を追及しております。

沿線の皆さまにおかれましては、施設・設備のメンテナンスに伴う夜間作業等で多大なご理解とご協力をいただいておりますこと、あらためて感謝申し上げます。

安全で安心な運行の提供を続けるため、今般の感染症や台風などによる自然災害、あるいはテロといった危険を改めて認識して、今までの安全管理体制を見直しながら対応を進めてまいります。一方当社の事業は接客サービス業であり、常に「きちんとした身だしなみ」、「明るいあいさつ」、「ていねいな言葉遣い」の意識をもって業務に臨まなければなりません。ご利用のお客様や地域の皆さまから頂戴した様々なご意見につきましては全社員で共有し、お客様にご満足頂けるサービスを提供するために活用させていただいております。

当社は本年創立 100 周年を迎えました。日頃よりご利用いただいておりますお客様並びに関係各位に深く感謝申し上げますとともに、引き続きのご愛顧をお願いいたします。この先の 100 年を見据え、お客様の生命をお運びさせて頂いているという事実を忘れることなく、社会から信頼される日本一安全な会社を目指してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症予防に関する取り組みについては、国土交通省からの要請および「鉄道業界における感染防止のためのガイドライン」等を踏まえ、車両の窓開け、車内や駅の消毒、窓口への消毒液設置等の対策を実施するとともに、出勤点呼時の検温、マスクの着用や手洗いがいの励行等、従業員の罹患防止に努めてまいります。

本報告書は、鉄道事業法第 19 条の 4 に基づき、主に 2019 年度に実施した鉄道輸送の安全のための取組みを、皆様に広く紹介するために作成いたしました。本報告書を一読いただき、当社の「安全への取組み」について、忌憚のないご意見、ご感想をお聞かせくださいますようお願い申し上げます。

2020 年 8 月



アルピコ交通株式会社
代表取締役社長

三澤 洋一

1. 輸送の安全確保に関する基本的な考え方

アルピコ交通では、当社の経営理念でもある『安全・安心』なサービスの提供を第一に考え、輸送の安全を確保するための基本的な姿勢を示した「安全基本方針」及びその行動の基本となる「安全行動規範」を定め、役職員に周知・徹底し、安全輸送に努めています。

（１）安全基本方針

安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、鉄道施設、車両及び職員を総合活用して輸送の安全を確保します。

（２）安全行動規範

- ① 一致協力して輸送の安全確保に努めること。
- ② 輸送の安全に関する法令及び規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
- ④ 職務の実施に当たり、憶測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取扱いをすること。
- ⑤ 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとること。
- ⑥ 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
- ⑦ 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

（３）2019 年度の安全方針・安全重点施策・行為目標

2019 年度は、次の安全方針・安全重点施策・行為目標を掲げ、全従事員に周知して目標達成に向け取り組みました。

◎安全方針

「安全はすべてに優先する」～安全輸送を追求し、お客様に安心を提供する～

◎安全重点施策

有責による事故・インシデントのゼロ達成

◎行為目標

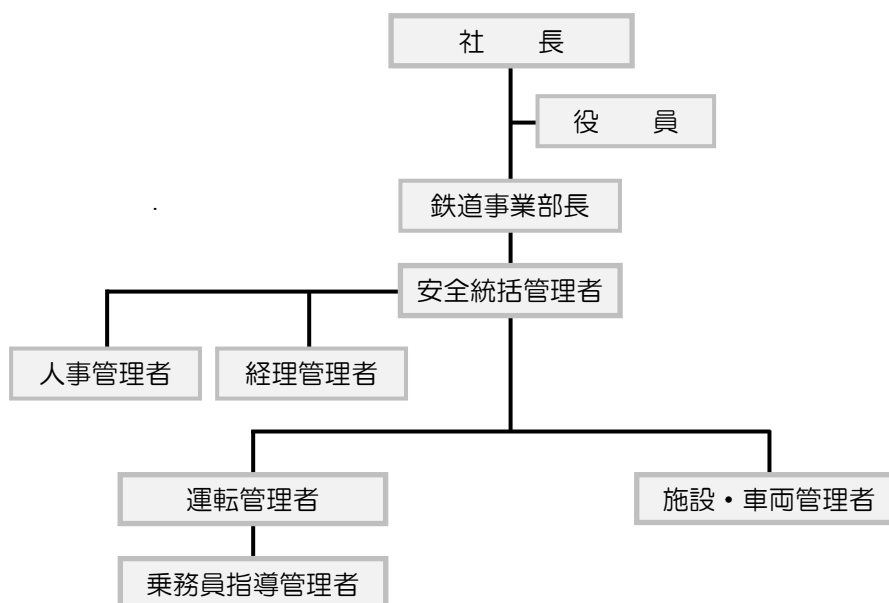
- ・自らを守る基本動作・作業手順・指差喚呼を確実に
- ・危険予知に活かすヒヤリハットの有効活用
- ・情報共有を図る報告・引継ぎは漏れなく迅速、正確に

2. 安全管理体制

(1) 安全の確保に関する体制

当社では、社長をトップとする安全管理体制を構築・運用しています。この組織体制の中で、社長や安全統括管理者、各管理者の責務を明確にしたうえで、各々が安全確保のための役割を担っています。

＜ 安全管理体制図 ＞



(2) 各管理者の役割

役 職 名	役 割
社 長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
鉄道事業部長	安全統括管理者と一体となり、輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
安全統括管理者	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
運転管理者	安全統括管理者の指揮の下、運転に関する事項を統括する。
施設・車両管理者	安全統括管理者の指揮の下、施設・車両に関する事項を統括する。
乗務員指導管理者	運転管理者の指揮の下、運転士の資質の保持に関する事項を管理する。
人事管理者	要員計画を検討する。
経理管理者	予算計画、投資計画を検討する。

(3) 経営トップによる職場巡視

経営責任者による職場巡視を定期的に行い、安全管理体制の状況を確認するとともに、職員との意見交換を実施してコミュニケーションを図りました。



職場巡視

(4) 運輸安全マネジメント推進会議

鉄道運輸安全マネジメント推進会議を四半期ごとに開催し、輸送の状況や運転事故・輸送障害・ヒューマンエラー・ヒヤリハット事案について討議するとともに、四半期毎の安全重点目標を周知することにより、安全管理を行っています。



運輸安全マネジメント推進会議

(5) マネジメントレビュー会議

安全管理体制が適切かつ有効に機能しているかを確認し、必要に応じて見直し・改善するため、各管理者から社長へ実施結果報告を行っています。



マネジメントレビュー会議

(6) 内部監査の実施

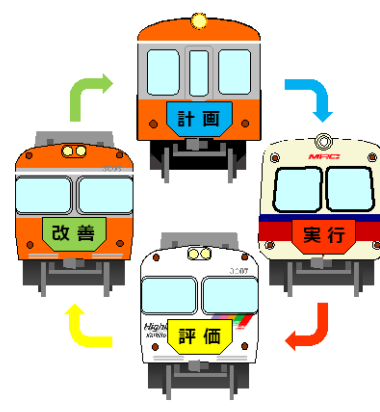
安全管理体制の適合性及び有効性を確認するため、経営管理部門及び現場部門に対する内部監査を実施しています。

2019 年度は、社長及び安全統括管理者等の経営管理部門に対しインタビューによる監査を実施した他、現場各部門については、インタビュー及び関係書類の監査を実施しました。



経営管理部門内部監査

安全管理体制は、計画（Plan）⇒実行（Do）⇒評価（Check）⇒改善（Act）の体制（PDCA サイクル）を維持していくことが大切です。安全管理体制については現行の体制を是とするのではなく、常に見直し改善に取り組んでいます。



3. 事故・障害に関する報告

(1) 鉄道運転事故

最近 3 年間に発生した鉄道運転事故の推移。

年 度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
事故件数	0	0	0
死傷者	0	0	0
うち死亡者	0	0	0

(2) 輸送障害

2019 年度は、輸送障害が 2 件発生しました。

ご利用のお客様には、大変ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

種 別	内 容
輸送障害	○2019 年 7 月 1 日、回送列車が森口駅発車後、松本起点 9k200m 付近にて、空気圧縮機電動機の高圧ヒューズ溶断が原因により、元空気圧力が低下し、非常停止した。 ○2019 年 8 月 6 日、17 時 00 分落雷のため、変電所設備及び信号設備に不具合が発生、列車の運行を抑止した。

(3) インシデント（事故の兆候）

2019 年度は、インシデントの発生はありませんでした。

(4) 行政からの指導

2019 年度は、行政指導はありませんでした。

(5) 列車妨害等の発生

2019 年度は、列車妨害行為等の発生はありませんでした。なお、交通安全と列車妨害行為の禁止を目的として、小学生を対象とした「電車の乗り方教室」を開催し、参加されたお子様に事故防止講話を行っています。



乗り方教室教育用 DVD

4. 安全確保への取り組み

(1) 踏切道の安全対策

上高地線内の踏切数は 53 箇所あり、踏切の種別内訳は、下記のとおりです。

- ・ 第 1 種踏切道（警報機・遮断機付き） 47 箇所
- ・ 第 3 種踏切道（警報機付き） 1 箇所
- ・ 第 4 種踏切道（警報機・遮断機無し） 5 箇所

踏切道の安全対策として、下記の取り組みを行っています。

踏切の事故防止

列車運転士へ踏切の異常を通報する踏切支障報知装置及び非常押しボタンを順次設置しています。2019 年度は、4 箇所の踏切に設置しました。

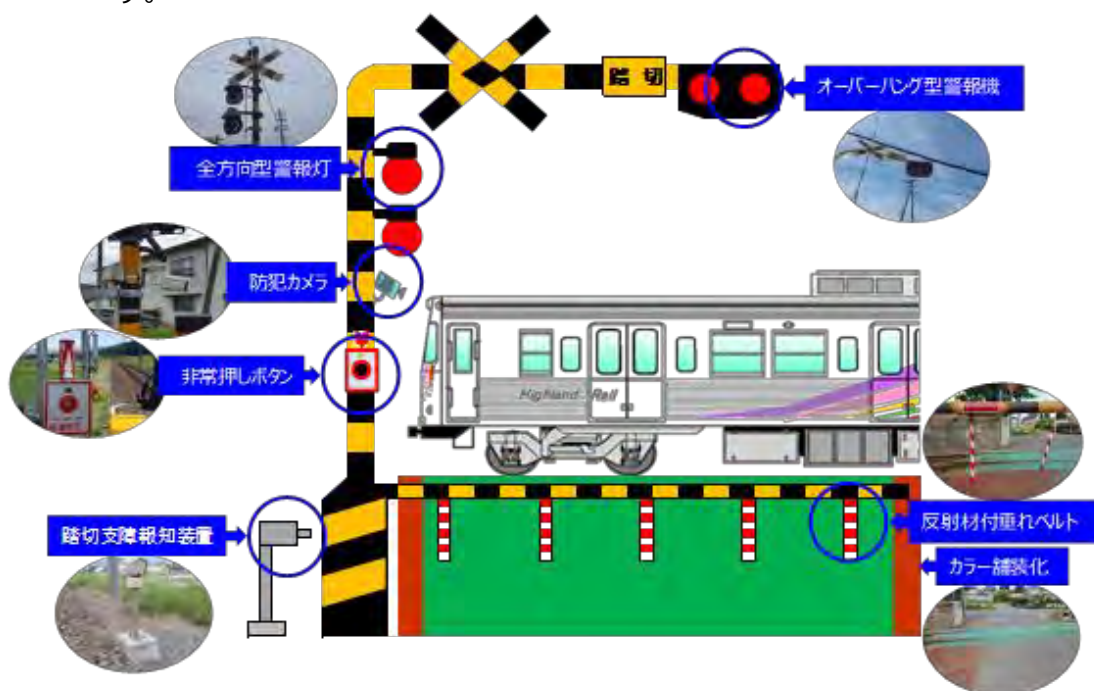
※踏切支障報知装置設置踏切数（2020 年 3 月 31 日現在 28 箇所）

踏切視認性向上

道路からの視認性向上および警報中の踏切横断の防止を目的として、全方向型警報灯やオーバーハング型警報機等を導入しています。

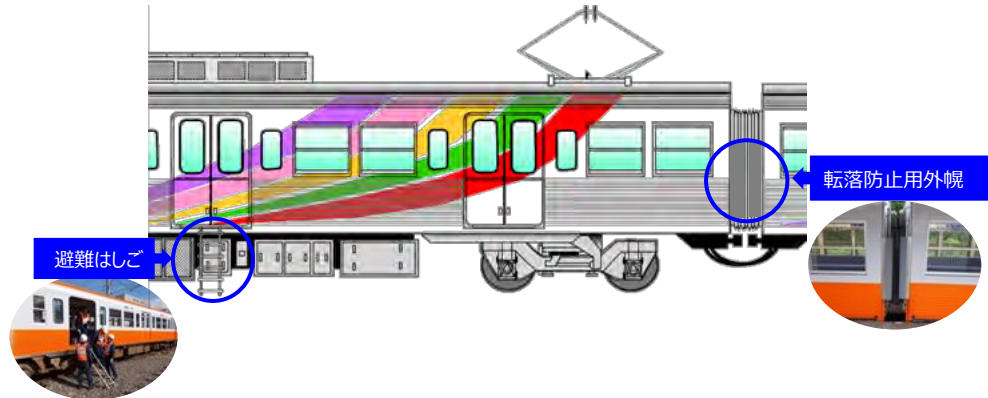
警戒視認性向上

警報中の踏切への誤進入防止を目的として、反射材付垂れベルトを設置しています。



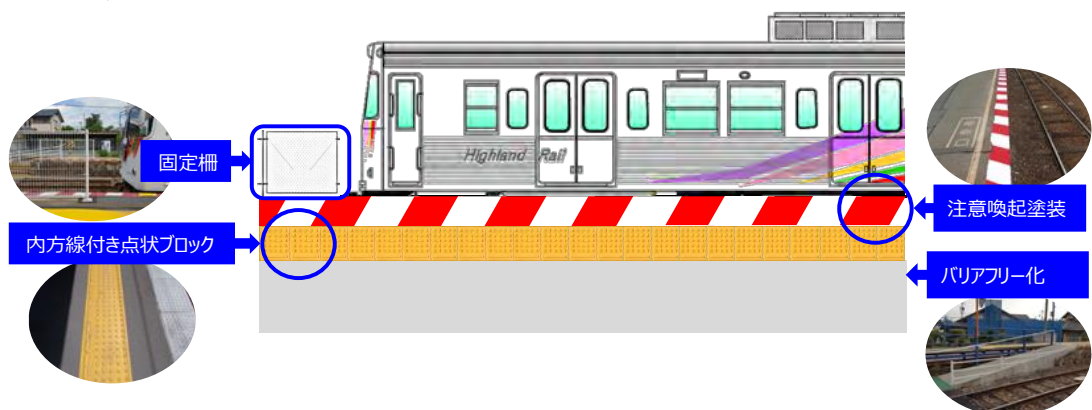
(2) 車両の安全対策

事故災害・トラブル等により駅間で停車した場合に、お客様に安全に降車していただくため、避難はしごを搭載しているほか、ホームと車両連結部の隙間に転落防止用外幌を取り付けています。



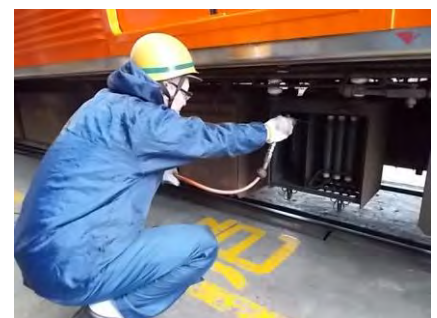
(3) ホームの安全対策

お客さまに視覚的、心理的にホーム端部の危険性を訴え、ホームからの転落および列車との接触を防止するため、縞模様による視認性向上のほか、固定柵の設置及び内方線付き点状ブロックの整備等を実施しています。



(4) 車両検査

安全に列車を運行するため、車両は車庫での日常点検・整備のほか、定期的に分解・点検・整備等を実施しています。



床下機器整備作業

（５）事故・災害復旧対応訓練

異常発生時等に適切な対応ができるよう、様々な異常事態を想定した訓練を実施しています。2019 年度は、テロ発生対応訓練、地震対応訓練のほか、電車車内での傷害事件を想定し、人命救助を最優先に迅速かつ的確な初動体制を整えられるよう対応力向上を目的とした合同訓練を実施しました。



合同訓練

（６）故障対応訓練

全鉄道従事員を対象に、異常時が発生したときの応急処理方法等を訓練することで、緊急時にも冷静かつ適格な判断・処置が行えるよう訓練を実施しました。



踏切故障対応訓練

（７）代用閉そく訓練

常用閉そく装置が故障した場合を想定し、代用閉そく「指導通信式」の取扱訓練を実施しました。



代用閉そく訓練

（８）運輸安全マネジメント制度に関する教育

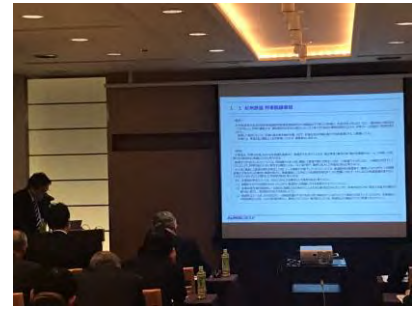
運輸安全マネジメント制度の趣旨等の理解を深めるため、導入の経緯・取り組み・ヒヤリハット情報の重要性について、教育を実施しました。



筆記問題

（９）合同安全講習会

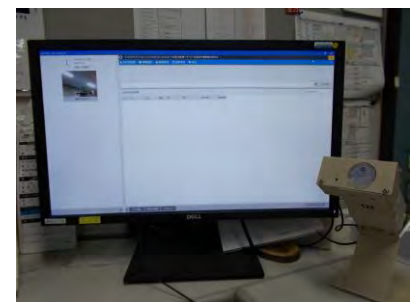
施設保守部門では、協力会社を含めた合同安全講習会を開催し、事故や労働災害等の事例研究を行い事故防止に努めています。



合同安全講習会

（１０）アルコール検査

乗務開始前に呼気検査を実施し、酒気帯び状態での乗務の防止を徹底しているほか、体調管理を含めた自己管理の徹底を図っています。



アルコール検査器

（１１）適性検査

全鉄道従事員を対象に、定期健康診断や夜間従事者検診による身体機能の確認、精神機能検査による適性の確認を実施し、運転関係係員の資質の管理を厳正に行っています。



内田クレペリン検査

（１２）ヒューマンエラーに対する取り組み

ヒューマンエラーやヒヤリハットが発生した際は、関係者より報告書の提出による周知のほか、カメラの映像を検証するとともに、四半期ごとに、収集した情報を乗務員自ら分類・整理を行い、発生箇所や傾向をつかむなどの分析を行っています。



運転席カメラ

(13) サービス介助士

ご高齢のお客様やお身体の不自由なお客様に対して、安全・安心にご利用いただけるようサービス介助士の資格を取得しています。

今後も有資格者を増やしてまいります。(2020年3月31日現在13名)

※サービス介助士とは、「公益財団法人日本ケアフィット共育機構」が認定する資格で、介助に関する正しい知識と技術を学んでいる者です。



サービス介助士資格者バッジ

(14) 各安全運動への取り組み

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ・春の全国交通安全運動 | 2019年4月 6日~4月15日 |
| ・安全輸送・サービス向上強化旬間 | 7月13日~7月23日 |
| ・秋の全国交通安全運動 | 9月21日~9月30日 |
| ・年末年始の輸送に関する安全総点検 | 12月10日~2020年1月10日 |

各安全運動を契機に、従業員一人ひとりが各職場で何をすべきかを再考することで、輸送の安全性の向上に努めるよう意識の高揚を図りました。

また、各安全運動中は、経営責任者が職場を巡視し、実施状況の確認や指示を行いました。

各運動中の主な取組事項は、次のとおりです。

- ・テロ、列車妨害防止対策による車両、施設、沿線の巡回強化
- ・車両、線路設備、構造物、電気設備の点検整備
- ・利用客乗降時の監視等安全確保の徹底
- ・確実かつ厳正な点呼執行（健康状態、アルコールチェック、指示事項）
- ・規程類の学習、非常・故障訓練の実施
- ・基本動作の再確認及び徹底
- ・経営責任者による職場巡視

5. ご利用のお客様、沿線の皆様との連携とお願い

(1) テロや列車妨害行為等防止へのご協力とお願い

テロや列車妨害行為の防止を目的として、列車内・駅構内・沿線の巡回等を強化するとともに、駅構内に防犯カメラを設置することで、より鉄道輸送の安全確保に努めています。

不審物や不審者等を見かけたときは、鉄道係員又は警察へ通報をお願いします。



防犯カメラ（駅待合室）

(2) こども 110 番の駅

日本民営鉄道協会等と連携し、登下校時等の安全を確保するため、助けを求めてきた子供を保護する『こども 110 番の駅』の取り組みを行っています。

・実施駅:波田駅・新島々駅



(3) 踏切通行時のお願い

毎年、踏切への無理な進入による遮断かんの折損や踏切内での停滞等が発生しています。踏切事故防止のため、道路交通法に則り踏切の手前では、必ず一旦停止の上、左右を確認していただくとともに、警報機が鳴り始めましたら踏切内へ進入しないよう皆様のご協力をお願いします。踏切内及びその周辺で異常・非常事態が発生した際は、踏切支障報知装置の「非常ボタン」を強く押してください。

なお、踏切支障報知装置が未設置の踏切で異常・非常事態が発生したときは、すみやかに新島々駅【TEL 0263-92-2511】までご連絡をお願いします。



前に押し出して脱出

(4) 線路へ接近しての作業

鉄道線路沿いには、圧電線等が架設されており、電線に接触すると人命にかかわるほか、列車の運休や遅延等が発生し、多くの皆様へのご迷惑となります。また、感電事故だけでなく線路脇物品の倒壊や鉄道施設の損傷等により、列車の運行に多大な支障をきたす恐れがあります。

上高地線の近くでの工事をご計画される施主・施工者の皆様におかれましては、お早めにアルピコ交通(株)鉄道事業部【TEL 0263-26-7311】までご連絡をお願いします。



近接工事

(5) 安全確保のための作業

鉄道の安全を支えていくためには、施設・設備の日常のメンテナンスが不可欠であり、列車を運行していない夜間等に作業を行うことがあります。

それらの実施により沿線の皆様には、ご迷惑をお掛けする場合がございますが、鉄道の安全確保に欠かせない作業であることをご理解いただきますとともに、何卒ご協力を賜りますよう、お願いします。



夜間軌道整備作業

(6) 倒木災害防止のお願い

木が線路に倒れこむと列車が運休したり、電線が切断するなど施設被害が発生します。私有地の樹木が原因で事故や障害が発生した場合、当社から地主様に復旧費用を請求することがありますので、樹木管理の徹底をお願いします。なお、伐採作業時に木が線路に倒れる場合がありますので、線路の近くで伐採する時は、アルピコ交通(株)鉄道事業部【TEL 0263-26-7311】までご連絡をお願いします。



私有地山林からの倒木

（７）制服のデザイン一新

2020 年度に前身の筑摩鉄道設立から 100 周年を迎えるのを前に、より働きやすい環境の整備や従業員のモチベーション向上等を目的として、制服デザインを一新しました。これは、2000 年以來 19 年ぶりのリニューアルとなります。



新制服（電車運転士）

（８）お客様の声

駅窓口や列車内に「お客様の声はがき」を備付けているほか、当社ホームページ等でお客様のご意見を賜っています。頂戴したご意見は、CS 担当社員を中心として社内で展開し、安全とサービスの向上に役立てています。



お客様の声はがき（車内）

■ 安全報告書へのご意見等について

ご感想、当社の安全への取り組み等に対するご意見をお寄せください。

下記の他、駅窓口や列車内に備付けの「お客様の声はがき」でも承っています。

アルピコ交通株式会社 鉄道事業部
TEL. 0 2 6 3 - 2 6 - 7 3 1 1（直通） ■ 9：00～17：00（土日祝日を除く） E-mail ak-tetsudo@alpico.co.jp